

事務連絡
令和2年10月28日

〇〇〇株式会社 御中

国土交通省自動車局貨物課

トラック運送事業者の法令遵守のための荷主としてのご配慮について

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、営業用トラック輸送は、我が国の経済や人々の暮らしを支えるライフラインとして極めて重要な役割を担っていますが、ドライバー不足が深刻化しており、国民生活や産業活動に必要な物流が滞らないためには、荷主の方々のご理解とご協力の下、ドライバーの労働条件の改善等を図り、トラック運送業において働き方改革を進めることが極めて重要となっています。

今般、貴社の下記事業所において、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしている疑いがあると認められたことから、同法附則第1条の2第2項の規定に基づき、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行することができるよう、配慮いただくため本書を送付するものです。

トラック運送事業者が法令を遵守し、効率的な物流機能を安定的に確保していくためには、荷主の方々のご理解とご協力が不可欠でありますので、添付のリーフレット等も参考にさせていただき、荷待ちや荷役時間の短縮に向けてご配慮いただくようお願いいたします。

なお、本書発出後、違反原因行為に対する事実確認及び改善状況を確認させていただくこととしており、改善が認められない場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第3項の規定に基づき、要請を発動する旨、申し添えます。

記

違反原因行為（長時間の荷待ち）の疑いがあると認められた事業所

〇〇〇物流センター

【問い合わせ先】

（本書に係る全般的なことについて）

国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL 03-5253-8111（内線41-334）

（トラック運転者の労働条件に関することについて）

厚生労働省労働基準局監督課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111（内線5427）

【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）

附 則

（違反原因行為への対処）

第一条の二 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下この条において「違反原因行為」という。）を荷主がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を提供することができる。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、前項の荷主に対し、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。

3 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請することができる。

4 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第六十四条第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

6 関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第二項から第四項までの規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。

7 国土交通大臣は、第二項から第四項までの規定の実施に際し、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。